

## 「令和6年度訪日外国人実態調査業務委託」企画提案競技実施要項

埼玉県（以下「県」とする。）の外国人観光客等の実態を把握するとともに、効果的・戦略的にインバウンド誘客するための施策立案に資する調査・分析を行う。

本業務の選考方法は、公募型プロポーザル方式を採用し、別で定める審査基準に基づき総合的に評価して受託者を決定するものとする。

### 1 委託業務の内容

(1) 契約者

埼玉県知事

(2) 業務名

令和6年度訪日外国人実態調査業務委託

(3) 委託料

10,448,000円（上限）

※本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)であり、  
予定価格はこの範囲内で別途算定する。

(4) 契約期間

契約日から令和7年3月17日（月）まで

### 2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 日本で法人登記した法人であること。

(2) 過去3年間に国、日本政府観光局（JNTO）、地方公共団体、観光協会、DMO又は民間企業を相手方とした本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 次のアからカまでのすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る

暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。  
カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

### 3 スケジュール

令和6年10月 7日 (月)	公募開始 (県ホームページ)
令和6年10月 9日 (水) 午後5時	質問の受付期限
令和6年10月10日 (木)	質問に対する回答
令和6年10月11日 (金) 午後5時	企画提案競技への参加申込期限
令和6年10月18日 (金) 午後5時	企画提案書の提出期限 (厳守)
令和6年10月25日 (金)	プレゼンテーション審査
※決定後速やかに通知	選考結果発表

※選考結果は決定後速やかに通知します。

### 4 企画提案競技参加希望書の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案競技参加希望書 (別紙様式1)」を提出すること。

#### (1) 提出方法

電子メール

<提出先>

埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当

(電話) 048-830-3957

(電子メール) a3950-11@pref.saitama.lg.jp

#### (2) 提出期限

令和6年10月11日 (金) 午後5時まで (時間厳守)

### 5 企画提案書等の提出

#### (1) 提出期限

令和6年10月18日 (金) 午後5時まで (時間厳守)

#### (2) 提出部数

3部 (正本1部、副本2部) を下記 (3) に留意して作成し、(4) の添付書類を添え末尾記載の連絡先に持参又は郵送すること。また、提出資料一式の電子データを電子メールでも送付すること。

※ 持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付ない。

※ 郵送の場合は配達証明とする。

#### (3) 作成留意事項

ア 仕様書の内容に基づきA4判・両面で作成すること。

イ 企画提案書の1ページ目 (表紙) には、次の事項を記載すること。

(ア) 表題（令和6年度訪日外国人実態調査業務企画提案書）

(イ) 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mail アドレス  
ウ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

エ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

(ア) 企画提案の理念と基本方針

(イ) 仕様書の各項目に沿った実施内容、方法、及び各項目の目標数値

(ウ) 業務実施スケジュール

(エ) 業務実施体制

※ 本県職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。

(オ) その他、必要と思われる事項

(カ) 上記以外の体裁、書式は任意とする。

オ 企画提案書の作成に際しては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

#### (4) 添付書類

ア パンフレット等法人の概要（設立趣旨、事業内容・実績）が分かるもの

イ 委託料見積書。宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること。見積額は消費税を計上し、副本にもコピーを添付すること。

ウ 2（2）を証明する書類（契約書、完了検査結果通知等）の写し

エ 誓約書（別紙様式3）

※上記のうち、イのみ企画提案書の副本にも添付すること。

#### (5) その他

ア 企画提案は、1者につき1提案に限るものとする。（複数の提案は不可）

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 応募書類の作成・提出にかかる経費は、提案者の負担とする。

## 6 質問事項の受付

企画提案競技の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期限

令和6年10月9日（水）まで（午後5時必着）

### (2) 受付方法

「企画提案競技に関する質問書（別紙様式2）」に記入の上、電子メール（a3950-11@pref.saitama.lg.jp）で提出すること。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名等を伏せた上で、県ホームページにて公開する。なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

## 7 委託候補者の決定方法

### (1) 選定方法

委託先の選定に当たっては、企画提案書を提出した者が「令和6年度訪日外国人実態調査業務委託に係る業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、当該審査の結果、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。選定委員会に出席しなかった者については、審査の対象としない。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

また、参加資格を有する参加者の数が4者を超える場合、書面による事前審査を実施する。書面審査の結果については令和6年10月24日(木)までに電子メールで通知する。

## 8 選定委員会の開催

### (1) 日程等

令和6年10月25日(金)に開催予定

詳細(場所、時間等)については、企画提案書を提出した者に対し、応募者多数の場合は書面審査の結果を含め、電子メールで通知する。

### (2) 内容

「5 企画提案書等の提出」の書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答

### (3) 説明時間

各提案者とも30分程度(プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度)

### (4) 説明資料

事前に提出した資料のみとする。

### (5) 審査結果

審査の結果は、決定後、電子メールにて速やかに参加者全員に通知する。

### (6) 留意事項

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること。提出済みの企画提案書以外の資料の提示や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。

イ プレゼンテーションを行う者は各者2名までとする。

ウ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することは認められないものとする。

エ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。

オ 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず、失格とする。

## 9 契約の相手方の決定方法

(1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加えるなど委託先候補者と県

の間で協議の上、業務委託契約を締結する。

- (2) 委託先候補者と協議が整わないとき、契約締結までの間に委託先候補者に事故等があり委託先候補者としての資格要件を失ったときは、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになったときは、県は企画提案競技の決定を取り消す。
- (4) 協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

## 10 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報を公表する場合がある。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の書類の情報公開を行う場合がある。

## 11 その他留意事項

### (1) 提案の失格

次の各号いずれかに該当する申込は失格とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 「5（4）添付書類」に定める書類（法人の概要が分かるもの、委託料見積書、類似業務実績書類、誓約書）がないもの。
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ 見積金額を訂正したもの。
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正していない提出書類により参加申込をしたもの。

### (2) 企画提案競技の中止又は取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

## 12 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

選定された候補者は提出書類に基づき具体的事業内容を県と協議し、合意に達した仕

様書に基づき見積書を提出した上で、随意契約の方法により契約を締結する。委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金

要する。埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約金額に、契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を契約保証金として納付すること。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部または一部を免除する。なお、同規則同項第3号に該当する場合は、「誠実に履行」した証明として、検査調書、検査完了通知書又は履行証明書等を提出すること。

(3) 契約書の作成

要する。

(4) 支払方法

精算払い

### 1.3 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

本業務を受託した者(以下、「受託者」と言う。)は関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律のほか、仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### 1.4 連絡先(応募書類等の提出先)

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁第二庁舎1階)

埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当 萩原

電話: 048-830-3957